

本案件は 2019 年 9 月 11 日に公示しましたが、応募がなかったため再公示します。

公示番号：19a00531

国名：ネパール

担当部署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

案件名：教育の質の向上支援プロジェクト（算数教材・研修教材開発）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：算数教材・研修教材開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月上旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務 M/M：現地 2.67M/M、国内 0.30M/M、合計 2.97M/M
- (3) 業務日数：

・現地業務 計 80 日

（以下の渡航回数・日数は JICA 想定。

渡航回数 2 回以内、かつ現地業務日数 計 80 日以内で提案・調整可能。）

第 1 次現地業務 40 日

第 2 次現地業務 40 日

・国内業務 計 6 日

本業務においては、2 回の渡航により業務を実施することを想定しており、現地・国内とも、具体的な業務日程、業務時期の提案が可能です。

現地・国内での業務内容は下記「7. 業務の内容」を、現地業務期間等の具体的な条件については下記「10. 特記事項」(1) ①を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1 部
- (2) 見積書提出部数：1 部
- (3) 提出期限：10 月 16 日（12 時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）を

ご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 11 月 1 日（金）までに個別に通知します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16 点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40 点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③語学力 16 点
- ④その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	初等算数の教材開発及び教授法に係る各種業務
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ネパール政府は「万人のための教育 (Education for All: EFA)」及び「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) の達成を念頭に、2009 年から 7 年間、「学校セクター改革プラン (School Sector Reform Plan: SSRP)」(2009 年 - 2015 年) を実施してきた。その結果、初等教育 (G1-5) の純就学率は 93.7% から 96.6% に大幅に改善され (教育科学技術省、2017 年)、一定の成果があったと考えられている。一方で、地域・民族間における教育へのアクセスの格差や、それに伴う児童の学力格差については引き続き課題となっているほか、公立校と私立校の学力格差の拡大が指摘されている。

また、教育科学技術省 (Ministry of Education, Science and Technology: MOEST) は、児童生徒の学力の把握のために定期的に全国学力調査 (National Assessment of Student Achievement: NASA) を実施しており、2012 年および 2015 年には小学 3 年生と 5 年生を対象に調査が実施された。それらの結果を比較すると、算数、ネパール語、英語ともに、いずれの学年においても顕著な学力

低下が示されており、平均点の低下幅については、小学3年生の算数が60点から44.6点と最も大きい。

ネパール政府はSSRPの後継として、現在「学校セクター開発計画（School Sector Development Plan: SSDP）」（2016年-2021年）を実施している。SSDPでは、これまで以上に教育の質の向上に重点を置き、算数、理科、英語といった科目に関する学力向上を目指している。特に、基礎的な算数能力の向上は喫緊に取り組むべき課題として位置づけられ、SSDPの成果フレームワークにおいても、算数を含む学力テストのスコアが基礎教育の質に関する成果指標に含まれている。学習成果の改善のための質の高い有効な教授法および教材の開発は、SSDPの戦略的優先分野である。

こうした状況を踏まえ、ネパール政府より日本政府に対し、カリキュラム・教材開発と並行し、開発された教材等の活用を通じた教員の算数指導力の向上や、校長を中心とした学校レベルにおける教員の指導力向上により、教育の質向上に包括的に取り組むための技術協力が要請された。これを受けて、JICAは児童用算数教材および教師用ハンドブックの開発、現職教員研修を通じた初等教員の算数指導力の向上、地域住民により組織される学校運営委員会が策定する学校改善計画（School Improvement Plan：SIP）の活用も含めた校内における教育的支援体制の強化を支援する技術協力プロジェクト「ネパール国教育の質の向上支援プロジェクト」の実施に関して、2018年11月にネパール政府と討議議事録（Record of Discussions: R/D）に署名した。

本プロジェクトはSSDPの一環として、ネパール全国を対象として、算数の教科構造や内容に関する教員および児童の着実な理解を促すための児童用算数教材と教師用ハンドブックを開発し、教員研修を通じて初等低学年（1年生～3年生）の算数の授業の質の向上を図り、もって初等低学年児童の算数の基礎学力の向上を目指すものであり、2019年1月から2024年1月までの5年間で協力期間として実施している。協力の概要は以下の通りである。

#### 【上位目標】

小学校児童（小学1～5年生）の算数の基礎学力が向上する。

#### 【プロジェクト目標】

小学校低学年児童（小学1～3年生）の算数の基礎学力が向上する。

#### 【期待される成果】

- 成果1 小学1-3年生の児童用算数教材及び教師用ハンドブックが開発され、改訂される。
- 成果2 現職教員研修を通じて、小学校教員の算数指導力が向上する。
- 成果3 校内における教師に対する教育的支援体制が強化される。

2019年9月現在、成果1を達成するため、本プロジェクトの「チーフアドバイザー」及び「算数教材開発/業務調整」の長期専門家が、改訂された新しいカリキュラム（統合カリキュラム）に合わせた小学1年生の児童用算数教材（ワークブック）及び教師用カリキュラムガイド（簡易な教師用指導書）を全国103校のパイロット校で試行導入を支援し、児童の学びの実態に即しているかを確認している段階であり、その試行結果に基づいて改訂された教材が2020年4月中旬から全国で導入される予定である。また、小学2、3年生に関しては、MOESTカリ

キュラム開発センター（Curriculum Development Centre : CDC）が 2020 年 3 月までに試行用の教材のドラフトを作成し、2020 年 4 月中旬から全国のパイロット校にて教材の試行を開始する予定である。

本業務従事者は、本プロジェクトの成果 1 を達成するため、小学 1 年生の教師用指導書の作成、並びに小学 2、3 年生の児童用ワークブックの試行用ドラフトの完成を支援する（小学 1 年生の児童用ワークブック及び小学 2、3 年生の児童用ワークブックの試行用第一ドラフト、小学 2、3 年生の教師用指導書に関しては、算数教材開発／業務調整専門家が作成を支援し、チーフアドバイザーが技術支援の全体進捗を管理する）。

また、CEHRD では、今回導入される統合カリキュラム並びに小学 1～3 年生の児童用算数ワークブック及び教師用指導書が教室で効果的に活用されるよう、現職教員研修モジュールの改訂を予定している。本業務従事者は、本プロジェクトの成果 2 を達成するため、児童の算数基礎学力向上に焦点を当てて、同モジュールの算数教授法に関する改訂に協力するとともに、現職教員研修実施の際に必要な技術支援を行う（モジュールの改訂は本事業従事者が主体となり、チーフアドバイザーが技術支援の全体進捗を管理する）。

なお、成果 3 については、2020 年 4 月より業務実施契約にて専門家を派遣予定である。チーフアドバイザーは成果 3 も含めた本プロジェクト全体の指揮を執り、プロジェクトの運営管理を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者のカウンターパート（C/P）機関は、MOEST カリキュラム開発センター（Curriculum Development Centre : CDC）および教育人材開発センター（Center for Education and Human Resource Development : CEHRD）とする。

本業務従事者は、ネパール側 C/P、本プロジェクトの「チーフアドバイザー」及び「算数教材開発/業務調整」の長期専門家と連携し、主に小学 1 年生の教師用指導書の作成、並びに小学 2、3 年生の児童用ワークブックの試行用ドラフトの完成を支援する。また、現職教員研修モジュールの算数教授法に関する改訂に協力するとともに、現職教員研修実施の際に必要な技術支援を行う。

具体的な業務内容は以下の通り。

### (1) 国内業務

#### 1) 第 1 次現地業務開始前

- ① プロジェクトから提供される、統合カリキュラム（小学 1～3 年生）及びその改訂案や児童用算数ワークブック（小学 1 年生用及び小学 2、3 年生試行用第一ドラフト）、教師用カリキュラムガイド（小学 1 年生用）を分析し、小学 1 年生用の教師用指導書（全国普及版）及び小学 2、3 年生用の児童用算数ワークブックの試行用ドラフトの完成に向けた CDC に対する支援計画を立てる。
- ② プロジェクトから提供される現行の現職教員研修モジュールを分析し、小学 1～3 年生の算数の教授法を現職教員研修モジュールに盛り込む方針を作成する。
- ③ 現地業務期間全体に対する業務ワークプラン（英文）を作成し、JICA 人間開

発部による確認ののち提出する。併せて、JICA ネパール事務所にもデータを送付する。

## 2) 第1次現地業務と第2次現地業務の間

- ①第1次現地業務にかかる現地業務結果報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。
- ②第2次現地業務にかかる業務ワークプラン（英文）を作成し、JICA 人間開発部による確認の後、提出する。併せて、JICA ネパール事務所にもデータを送付する。

## 3) 第2次現地業務終了後

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## (2) 現地業務（第1次～第2次）

- ①各次の現地業務開始時に、プロジェクトチーム、CDC および CEHRD と協議し、業務ワークプランを最終化して承認を得る。
- ②小学1年生の教師用指導書（全国普及版）及び小学2、3年生の児童用算数ワークブックの試行用ドラフト作成に関して、以下の業務を実施する。
  - ア) 国内業務にて作成した支援計画を基に、プロジェクト及び CDC と協議を行い、小学1年生の教師用指導書（全国普及版）及び小学2、3年生の児童用算数ワークブックの試行用ドラフト作成にかかる執筆方針やスケジュール等につき確認する。
  - イ) CDC 及び CDC が選定・契約する教材執筆チーム（大学や学校の教員）に対して、長期専門家の助言を得ながら、小学1年生の教師用指導書の開発及び小学2、3年生の児童用ワークブックの完成に向けた支援を実施する。
  - ウ) 長期専門家が実施する児童用ワークブックおよび教師用指導書の最終化のためのワークショップに出席し、CDC 及び教材執筆チームに対して助言を行う。
  - エ) パイロット校で実施中の小学1年生用教材の試行に関し、CDC に対して必要な技術的指導を行うとともに、小学校2、3年生用教材作成のための参考情報を得る。
- ③現職教員研修のトレーニングモジュールの改訂及び研修の実施に関し、以下の業務を実施する。
  - ア) 国内業務にて作成した支援方針をもとに、現行の現職教員研修に関する情報を再確認し、小学1～3年生の算数の教授法を現職教員研修のモジュールへ組み込む方法につき、長期専門家及び CEHRD、CDC と共に検討する。
  - イ) 現職教員研修参加者の理解度を確認するためのテストを作成する。
  - ウ) CEHRD が作成するトレーニングモジュールのドラフトに対する助言を長期専門家と共に行う。
  - エ) 長期専門家が実施するトレーニングモジュールの最終化を行うワークショップに出席し、CEHRD に対して助言を行う。
  - オ) CEHRD が実施する州レベルのトレーナー向け研修（TOT）に対して技術

的支援を行う。

カ)パイロット地域の教育研修センター（Education Training Center : ETC）が実施する現職教員研修に対し、必要な技術的支援を行う。

キ)パイロット地域のETCが現職教員研修を実施する際に、プレテストおよびポストテストを実施する。

④C/P 機関及び JICA ネパール事務所に対し、現地業務結果を報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体および第2次現地業務開始時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。英文3部（JICA 人間開発部、JICA ネパール事務所、C/P 機関へ各1部）。

(2) 第1次現地業務結果報告書

第1次現地業務終了時。和文2部（JICA 人間開発部、JICA ネパール事務所へ各1部）。

(3) 専門家業務完了報告書（和文2部）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、2020年2月28日までにJICA 人間開発部及びネパール事務所に提出し、報告する。

なお、C/Pと協働して作成した以下の資料については、専門家業務完了報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

① 小学1年生算数教師用指導書

② 小学2、3年生算数児童用ワークブック（試行用ドラフト）

③ 現職教員研修算数モジュール

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒カトマンズ⇒バンコク⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 業務日程

上記「2. (3) 業務日数」に記載の現地業務日数・国内業務日数・渡航回数を上限とし、適切と思われる日程を、業務計画と合わせプロポーサルにて提案してください。

ただし、第2次現地業務については、遅くとも2020年2月22日までの帰国を目途としてください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクト専門家チームの構成は、以下のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・ 算数教材開発／業務調整（長期派遣専門家）

③ 現地国内出張

児童用および教師用教材の使用状況の確認、現職教員研修のモニタリングや研修参加者へのテストの実施などで、第2、3、4、6州への日帰り出張や2泊3日程度の出張（英語⇄ネパール語の通訳の同行を想定）を予定しています。現地国内出張にかかる交通費についてはJICAが支給します。

④ 便宜供与内容

JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：  
英語を解さないC/Pと協議する際に、英語⇄ネパール語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：  
プロジェクトの進捗に合わせ業務を進めるため、基本的にプロジェクトと協議の上、プロジェクト側でアレンジする
- カ) 執務スペースの提供：  
CDCのプロジェクトオフィス内における執務スペース提供

(2) 参考資料

- ・ ネパール連邦民主共和国基礎教育セクター基礎情報収集・確認調査報告書（2012年3月） <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12145587.pdf>
- ・ 基礎教育分野のためのジェンダー主流化の手引き（2016年9月）  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_01\\_gender.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_01_gender.pdf)

(3) 本業務に関する以下の資料を、人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム（電話：03-5226-8314）より電子ファイルで配布します。

- ・ ネパール国教育の質の向上支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書（評価分析）（2018年3月）

(4) 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(5) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録願います。現地業務期間中は安全管理に十分留意し、現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上